

Voters

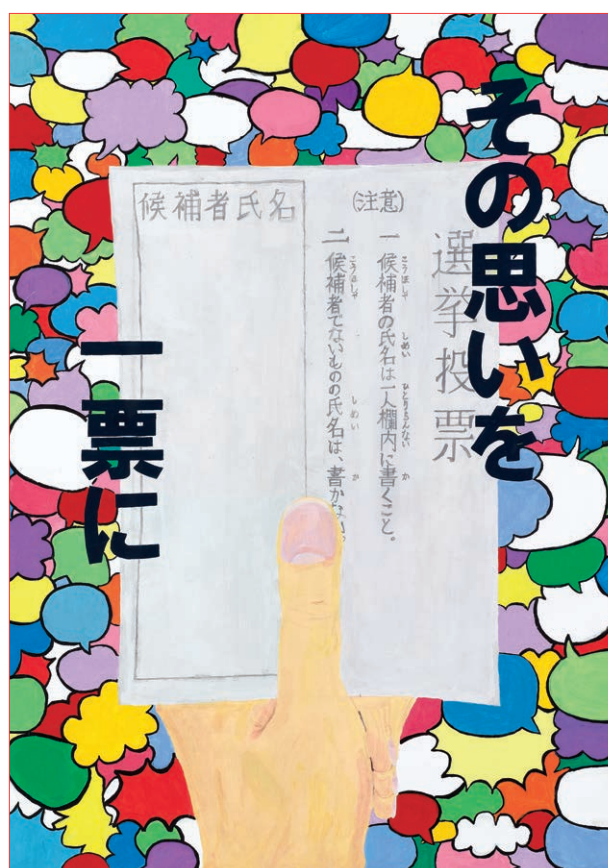
特集

コロナ禍における選挙

- ▶ ウイズ・コロナの下での選挙管理について 小島 勇人(選挙制度実務研究会) 4
- ▶ コロナ禍における選挙運動の変化と課題 中嶋 一成(共同通信社) 9
- ▶ 東京都知事選挙 公開討論会の実施 珍田 汐花(東京青年会議所) 11
- ▶ 海外のコロナ禍における選挙 野口 暢子(長野県立大学) 14

巻頭言 民主主義でない国々の選挙について
河野 勝(早稲田大学) 3

- アメリカの主権者教育(最終回)
▶ 「学校外で行われる主権者教育の可能性」 齊藤 仁一郎(東海大学) 16
- ▶ 海外の選挙事情 アメリカ大統領選挙 18
- ▶ 主権者教育推進会議・中間報告 20
- ▶ 明るい選挙啓発ポスターコンクール 21
- ▶ 第25回参議院議員通常選挙の意識調査 22



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

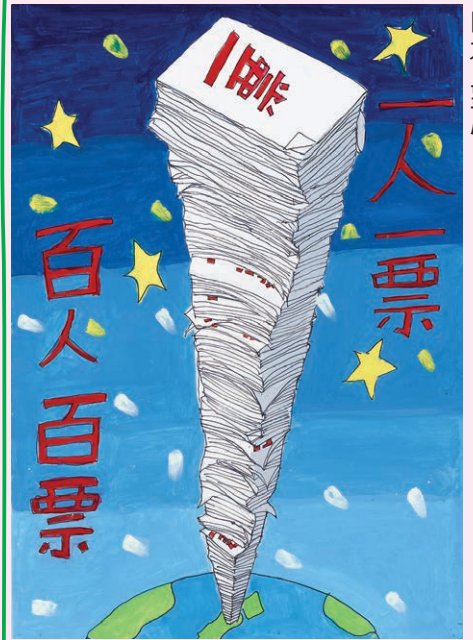




的場 柚歩さん 鹿児島県 霧島市立国分小学校1年



横須賀 和瑚さん 茨城県 北茨城市立平潟小学校4年



山本 望心さん 愛知県 常滑市立小鈴谷小学校5年



北原 風空さん 長野県 安曇野市立穂高北小学校6年



川久保 有華さん 佐賀県 有田町立西有田中学校1年



高橋 里奈さん 岩手県 滝沢市立滝沢中学校3年



山本 蓮さん 群馬県 沼田市立沼田中学校3年



近藤 杏珠さん 大阪府 大阪高校1年



岡部 珠緒さん 香川県立高松工芸高校3年

民主主義でない国々の選挙について

早稲田大学政治経済学術院教授 河野 勝



民主主義国家とそうでない国家とを区別する最も重要な制度が選挙であるという考え方は、今日でも根強く残っている。民主主義のもとでの選挙は、競争的であることや定期的に実施されることが前提である。特定の政党に属さなければ立候補も当選もできないような選挙は、競争的とはいえない。また、選挙の実施自体が、為政者の思いつきや裁量によって決められるのであれば、選挙が制度として確立しているとはいえない。このように考えると、制度化された選挙によって民主主義を定義するのは、ごく常識的にも思える。

ところが、最近、この「常識」が通用しないことが明らかになっている。というのは、どうみても民主主義と評価できないような国々、すなわち特定の個人や特権的な氏族・階級が長く権力に居座っているような国々でも、競争的で定期的な選挙が実施されていることが広く観察されるからである。選挙の有無で民主主義かそうでないかを決める二分法は、単純すぎる。

それにしても、権力をほしいままにしている独裁者や特権集団が、なぜわざわざ民主主義のような選挙を実施するのだろうか。選挙をすれば、確率は低いかもしれないが、選挙に負け、政権を明け渡さなければならなくなる危険もある。また、たとえ勝ったとしても、選挙を通じて、抵抗運動を勢いづかせてしまう可能性もある。こうした危険や可能性を天秤にかけても、権力者たちが選挙で得るものは何なのか。興味深い問いが、ここにある。

この問いに、いま多くの気鋭の政治学者たちが取り組んでいる。まさに最先端の研究テーマなので、定説が確立されるには至っていないが、いくつかの見解が提示されている。

一つは、権力者たちは、自らの体制の正統性を高めるために選挙をするという説である。国内で

絶大な振るう権力者であっても、国際的な評価を気にかけることがある。例えば、国際機関に加盟したり、他国から経済援助を受けたいと望んでいると、自らの権力基盤が暴力や強要によって築かれたものでないことを対外的に示すことが必要になる。

もう一つの考え方は、選挙を行うのは権力者たちが自らの力を誇示するためだ、という説である。暴力や強要によってではなく、堂々と選挙を行っても勝利を収めることができることを示せば、政権の外にいる批判勢力、さらには体制内にくすぶる反乱分子に対するメッセージとしては、大きな意味を持つ。

さらに別の見解として、選挙は情報収集のために行われる、という説がある。独裁者は、弾圧を恐れる国民の本心を知ることができない、というジレンマを抱えている。それゆえ、反対勢力を押さえ込みたくても、そもそもどの地域にどれほどの反対勢力が分布しているのかさえわからない。選挙結果を通して、その分布が判明すれば、それは体制存続にとって貴重な情報なのかもしれないのである。

お気づきのとおり、正統性にせよ、力の誇示にせよ、情報収集にせよ、どれをとってみても、独裁者が目的を達するためには、不正のない真んな選挙をするインセンティブを持っていることになる。ここに、民主主義でない国々でも民主主義的な選挙が行われているというパズルを解く鍵が隠されているのである。

この まさる 1962年生まれ。スタンフォード大学博士(政治学)。ブリティッシュ・コロンビア大学助教授などを経て、2003年より現職。専門は、政治学、日本政治、比較政治学。著書に『Japan's Postwar Party Politics』(Princeton University Press、1997年)、『政治を科学することは可能か』(中央公論新社、2018年)等。

新型コロナウイルス感染症は社会生活にたいへん大きな影響を与えています。民主主義の根幹である選挙も例外ではありませんが、選挙管理委員会の努力により、選挙は滞りなく実施されています。候補者の選挙運動も対応を迫られました。感染状況は予断を許さず、今後の対応に資するため、選挙管理の取り組み、選挙運動の変化、海外の選挙実施の状況などについてまとめました。

ウイズ・コロナの下での選挙管理について コロナ禍における平常時の選挙管理を中心に

一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事 小島 勇人



これまでの経緯等

令和2年1月頃から徐々に全世界レベルに新型コロナウイルス感染症が拡大し、日本においても例外ではなく、この対策のため同月30日、政府は内閣府に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。国内の感染者数は1月20日の時点での1人から始まり、対策本部が設置された日には12人を数え、日増しに加速度的に増加の一途をたどり、現状(令和2年11月29日現在)では国内累計14万7千人を超える数となり、憂慮すべき状況となっている。

遡って2月24日には、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」が示され、引き続いて25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」により、政府として、地方公共団体、医療関係者、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら、対策を講じている旨の認識が示された。この翌日26日には安倍総理大臣からの「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」で、この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であるとされ、スポーツ、文化イベント等について中止、延期等を要請するという事態

となり、これにより今後の選挙執行への影響が懸念されることとなった。

そして、新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中で、任期満了等に伴い執行が予定される地方選挙の執行延期を求める声とともに、これを一步進めて、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災の発災時と同様に特例法の制定により選挙期日の変更や任期の延長を模索する動きも見られた。

こういったことの動きの中で、本年4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に規定する緊急事態宣言が7都府県を対象に発令され、その後、全都道府県に拡大されたが、5月14日になって8都道府県に縮小された。この宣言発令により外出自粛が要請された中で執行される選挙について、4月7日の国会審議において安倍総理大臣から「選挙は、住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、任期が到来すれば、決められたルールの下で次の代表を選ぶというのが民主主義の大原則であって、不要不急の外出には当たらない」との見解が示された。

こういう前提で、本稿では、私が川崎市選挙管理委員会事務局長在職当時の平成21年の衆議院議員総選挙時に発令された新型インフルエンザ流行宣言下での選挙管理委員会の業務の経験

等をも踏まえ、新型コロナウイルス感染症が発生している中で選挙管理委員会の業務に対する基本的な考え方と主に平常時(選挙が執行されていない時期)での対応例について、極当たり前のものであり、あえて記すまでもないものであるが、基本的事項の確認のためにポイントを整理したい。なお、本稿において意見等にわたる部分は、私見であることをお断りしたい。

|| 新型コロナウイルス感染症発生時の基本的な考え方

選挙管理委員会は、海外及び国内において新型コロナウイルス感染症発生が発生した場合には、取り分け当該都道府県内の感染状況を把握するとともに、原則として当該地方公共団体の行動計画ガイドラインに基づいて適切に業務を執行する。

政府は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を予防する観点から、多数の人が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等の中止や延期又は規模縮小等の対応を要請しているが、選挙の執行については、要請対象であるスポーツ、文化イベント等には該当しないとされている。

したがって、前述のとおり、原則として新型コロナウイルス感染症の発生している期間において新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に規定する緊急事態宣言が発令されたとしても、令和2年4月7日の国会において安倍総理大臣から「選挙は、住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、任期が到来すれば、決められたルールの下で次の代表を選ぶというのが民主主義の大原則であって、不要不急の外出には当たらない」という見解が示されたところであり、その任にある選挙管理委員会は、公職選挙法等関係法令の定めるところにより、選挙を管理執行しなければならないものである。これにより公職選挙法等関係法令の規定に従うほか、基本的には、次に掲げる令和2年2月26日総行管第76号をもって総務省選挙部

長から発出された技術的助言の内容に留意した上で、各地方公共団体の実情に応じて健康福祉関係部局や危機管理関係部局と緊密な連携をとりながら、適切な対応を図ることが必要である。

① 選挙を管理執行する地方公共団体においては、その管理執行に当たり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」を踏まえ、適切に対応すること。特に、候補者説明会、立候補受付、期日前投票所、投票所及び開票所における事務従事者並びに投票立会人、開票立会人、投票管理者及び開票管理者については、マスク着用、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施に努めること。

また、選挙人に対しても、投票所におけるマスク着用、咳エチケットの徹底、帰宅後の手洗い・うがい等を呼びかけること。

② その他の地方公共団体においても、地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視するとともに、必要に応じ、住民に対する情報提供、選挙事務従事者が使用するためのマスクの準備等、適切に対応すること。

本年度に入って、私自身が選挙事務研修のために管理執行アドバイザー派遣などで全国各地を訪れるたびに、選挙管理委員会は、選挙の管理執行に当たって、

- ・物資がひっ迫している中、投票所の入口付近にアルコール消毒液を設置した
- ・ソーシャルディスタンスを保つため、投票所の床に一定間隔で線引きをした
- ・街頭アンケートやゴルフ場でのスコアの記載などで使用している使い捨てのプラスチック鉛筆を配布した

等、数次にわたり総務省選挙部から発出された技術的助言に基づいた措置を講じた上で、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら適正に執行した姿を目の当たりにした。この困難な中で実際に選挙の管理執行に携わら

れた全国各地の選挙管理委員会の皆様の御労苦に対し、心から敬意を表したい。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、公職選挙法第48条の2第1項第6号の事由に該当し、期日前投票又は不在者投票を行うことができると解されていることから、選挙期日当日の投票所における混雑等を避けるため、積極的に期日前投票又は不在者投票を促すことも重要とされている。

また、選挙運動については、「民主主義、国民主権の基礎をなす選挙運動を含む政治活動の自由は最大限尊重されるべきものと考えられることから、公職の候補者や政党がどのような選挙運動を行うかについては、政府の国内感染予防策などを踏まえた上で、それぞれの公職の候補者や政党において判断されるべきもの」とされている(令和2年3月4日付け総行管第94号)。このことから、大規模イベントの自粛要請があるなどの特殊な事情の下で、選挙管理委員会が法律の規定に基づかないで、何らかの制約を公職の候補者や政党に課すことについては、選挙の公正を確保する観点から慎重に考えるべきものである。

■ 平常時(選挙執行が予定されていない時期)の業務における対応等

選挙執行が予定されていない時期に新型コロナウイルス感染症が当該都道府県内や自らの市町村内において発生した場合、原則的には、これに伴う選挙管理委員会において新たに生じる目立った業務は無いが、次に示すとおり選挙管理委員会には、選挙執行の無い時期の平常時においても法律上継続的に行わなければならない義務的業務があるが、その執行に当たっては、感染防止に特段の配慮と対策が必要となる。

(1) 継続業務

ア 選挙管理委員会の開催

選挙管理委員会には、選挙時のみならず平常時においても法定議決事項があるため、最小限

の委員会は開催しなければならない。

そこで、委員が一定の場所に一堂に会しないで、議決等すべき議事を持ち回りで審議し、決することができるかどうかという問題がある。

選挙管理委員会は、地方自治法第188条前段の規定により、選挙管理委員会は委員長が招集することとされており、同法第189条第1項には、選挙管理委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとする定足数の規定がある。

また、地方自治法施行令第137条第1項には、選挙管理委員会の委員長に対する専決処分の規定があり、①選挙管理委員会が成立しないとき、②委員会を招集する暇がないと認めるとき、③同法第189条第2項の規定による除斥のための同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときに限り、委員長が専決処分をすることができる」とされている。専決処分をしたときは、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならないとされている。

したがって、新型コロナウイルス感染症対策として、一堂に会しないで、持ち回り審議をしたいとする考えもあり得るが、選挙管理委員会においては、同法第189条の定足数に関する規定があることから、各委員がそれぞれの自宅その他の場所に所在しており、職員等が議案等の議決案件に係る書類をそれぞれの場所に持ち回って決裁を受けるような審議は、「出席」という概念には当たらず、このような持ち回り審議により選挙管理委員会としての意思決定をすることは特段の特例規定がない以上できないものと考えられる。

いわゆる「三密」を回避するため、一堂に会しての会議を開くことをしないのであれば、地方自治法施行令第137条第1項の規定による、委員会が成立しない又は招集する暇がないと認め、委員長の専決処分により対応するのが適当と考えられる。

なお、法令の解釈をするに当たっては、選挙管理委員会の開催の重要性、選挙の効力等に影響を及ぼすおそれなどに鑑み、安易な持ち回り審議での対応は、慎重にすべきと考えられる。

イ 選挙人名簿の登録、抹消、表示等の業務 (在外選挙人名簿を含む)

毎年3月、6月、9月、12月の各月の1日を基準日、登録日として行う選挙人名簿定時登録(公職選挙法第19条等)、選挙人名簿の表示、訂正等(同法第27条)、登録の抹消(同法第28条)、登録の移替え(公職選挙法施行令第17条)などは、法定業務であるため継続しなければならず、これらの議決等のための委員会の開催に際しては、当該会議を行う場においては、間隔を置いた着席、マスクの着用、手指消毒、換気などを徹底した上で開催することとなる。

ウ 選挙人名簿抄本の閲覧

選挙人名簿抄本の閲覧(公職選挙法第28条の2、第28条の3)も平常時における法定業務であるが、この閲覧のために、選挙人、公職の候補者となろうとする者(公職にあるものを含む)、政党その他の政治団体関係者などが外部から事務局に訪れることがあるので、訪れた閲覧者には、マスクの着用、手指消毒、換気などを徹底した上で、「三密」にならない場所において閲覧を実施し、閲覧後には使用した場所のテーブル、椅子等については、消毒のための拭き取りを励行するのが適当である。

エ 他市町村選挙人の不在者投票

自らの市町村においては平常時であるため、選挙を執行していなくても、全国のいずれかの市町村においては、任期満了に伴う議会の議員又は長の選挙が執行されており、当該執行に係る市町村の選挙人が公職選挙法施行令第56条の規定による不在者投票のために訪れることがある。訪れた選挙人には、マスクの着用、手指消毒などを徹底した上で、不在者投票の事務に対応することとし、対応する立会人や事務従事者

もマスクの着用、手指消毒などを徹底し、使用した場所のテーブル、椅子、筆記用具等については、消毒のための拭き取りを励行するのが適当である。

オ 裁判員候補予定者及び検察審査員候補者 予定者の名簿作成

裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿の作成事務は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律及び検察審査会法に基づく法定業務のため、毎年所定の時期に実施しなければならない。この処理に当たっても、日常のとおりマスクの着用、手指消毒などを徹底する。

カ 直接請求及び住民投票における署名審査

大規模流行期であっても最近の例でもあるように地方自治法や住民投票条例に基づく直接請求及び住民投票を求めるための署名収集が実施されているが、署名収集については法定期間の定めがあるため、市中において実際に選挙人への署名収集が請求代表者及び署名収集受任者によって行われ、選挙管理委員会に署名簿が審査のために提出された場合は、一定期間内に署名審査等を行わなければならない。この審査に当たっては、署名簿には数多くの選挙人が触れていることから、事務局職員の感染リスクを避けるためにマスクの着用、手指消毒などを徹底した上で継続する。

キ 集会を伴わない常時啓発事業

選挙管理委員会の行う選挙に関する制度の周知、選挙啓発等のためにするホームページの更新等の実務は、日常の業務として行うが、この場合、関係事業者との打ち合せなどによる接触もあるので、マスクの着用、手指消毒などを徹底したうえで継続する。

(2) 縮小する業務

以上の主な継続業務は、当該地方公共団体内での大規模流行期には、発生状況等を踏まえた当該地方公共団体策定の基本的指針・ガイドラインや選挙管理委員会委員及び事務局職員等の

状況を見極め、事務局の体制を縮小するなどして、可能な限り業務を継続することが必要と考えられる。ただし、感染状況等の実態などから物理的に業務の遂行が不可能な場合は、方法の変更や延期等について検討する。

(3) 休止等する業務

ア 明るい選挙推進協議会関係事業

《発生早期》明るい選挙推進協議会会長とともに選挙管理委員会と協議の上、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラインなどに従って、マスクの着用、手指消毒、三密回避などの感染防止策を十分に行い、事業を継続する。

《大規模流行期》明るい選挙推進協議会会長とともに選挙管理委員会と協議の上、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラインなどに従って、事業を中止又は延期する。

イ 常時啓発事業のうち出前授業その他集会等を伴う事業

《発生早期》明るい選挙推進協議会会長、選挙管理委員会及び事業関係者と協議の上、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラインなどに従って、マスクの着用、手指消毒、三密回避などの感染防止策を十分に行い、事業を継続する。

《大規模流行期》明るい選挙推進協議会会長、選挙管理委員会及び事業関係者と協議の上、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラインなどに従って、事業を中止又は延期する。

ウ 市・区委員長会議等の開催(指定都市選挙管理委員会)

《発生早期》委員長等と協議の上、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラインなどに従って、マスクの着用、手指消毒、三密回避などの感染防止策を十分に行い、会議を開催する。

《大規模流行期》委員長等と協議の上、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラ

インなどに従って、会議を中止又は延期する。

エ 選挙事務研修会

《発生早期》状況が許せば、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラインなどに従って、マスクの着用、手指消毒、三密回避などの感染防止策を十分に行い、研修会を開催する。

《大規模流行期》講師、参加者等の参集状況によって、当該地方公共団体の策定する基本的指針・ガイドラインなどに従って、研修会を中止又は延期する。

*

以上、あえて記載するまでもない極当たり前の常識的なものを大雑把にお示ししたが、当たり前とされていることが重要である。ウイズ・コロナの下における選挙時でない平常時の選挙管理委員会の業務での対応については、あくまでも選挙人への感染防止とともに、選挙事務関係者の感染をも防止することを基本に据えて、適正かつ円滑な選挙管理業務の遂行を期さなければならない。

私たちとしては、引き続き新型コロナウイルス感染予防のために、ウイルスの感染様式である「飛沫」と「接触」を防ぐことを基本としながら①咳エチケット、②手指洗淨・消毒、③三密回避(密閉、密集、密接)、④選挙の投票のための外出以外の不要不急の外出の自粛の4点の実践を徹底して、出口の見えないウイズ・コロナの下で各種選挙の適正な選挙の管理執行に努めていくことが必要である。

こじま はやと 1952年生れ。自治省選挙課での勤務を経験し川崎市選挙管理委員会事務局長、川崎市、高松市、福島市の各選挙管理アドバイザー、総務省投票環境の向上方策等に関する研究会等委員、選挙事務適正化のための、福島市、仙台市、相模原市、甲賀市及び熊本市の第三者委員会の委員や委員長を歴任。現在、総務省管理執行アドバイザー・主権者教育アドバイザー、市町村職員中央研修所客員教授、日本大学法学部非常勤講師。市町村の選挙管理事務の適正執行のためのアドバイス等を行っている。

コロナ禍における選挙運動の変化と課題

共同通信社政治部選挙判定支援チーム長 中嶋 一成



感染収束が見通せないコロナ禍でも、自治体関係者の尽力により、東京都知事選をはじめ、各種選挙は滞りなく遂行されている。一方で、候補者らが行う選挙運動はコロナウイルスの感染拡大防止のため「密」を避ける必要から大きな制約を受け、従来注力してきた街頭演説などを十分に行えなくなってしまった。

本稿はこうしたコロナ禍による選挙運動の変化と、候補者らが代替策としたインターネット（以下、ネット）による選挙運動の課題を考察する。

||| 「密」から「疎」へ

候補者やその選対事務所（陣営）、政党などは、候補者の人となりや、政党の政策的主張などを有権者に知らせ、支持を求めるため、駅などでの辻立ち、支援者の開拓、支援団体回りなど多岐にわたる選挙活動を展開する。なかでも公示後あるいは告示後に、陣営が最も力を入れるのが、政党幹部や著名人を招いた街頭演説と、「総決起集会」と称してホールなどを貸し切って行う集会の開催である。

しかも街頭演説や総決起大会を行うだけでは、支持は集められない。多くの人が行き交う場所での街頭演説では、無党派層などにアピールするため支持者を動員し、何かのイベントのように「盛り上がり」を作る必要がある。支持者や支持を表明している企業・団体関係者を招く総決起大会においても、立ち見は当然のことで会場から人があふれ、時折声援がかかる熱気に満ちた集会にしなければならない。

いずれも立ち止まった有権者や来場者に「勝

てる候補者」と印象づけ、「勝ち馬」に乗りたい心理を巧みに突き、また「この候補者のために何かしてあげよう」と思わせるための演出である。陣営が力を注いできた選挙運動である街頭演説や総決起大会は、いかに人を集め、盛り上がっているかを見せるか、すなわち、まさに今、コロナ禍では「厳禁」とされている「密」をいかに作り出すが鍵であり、そういうことができる陣営が「できる陣営」であり、また「勝つための鉄則」のようにされてきたのである。

ところがコロナ禍ではそうした「密」は徹底的に排除されなければならない、有権者とは接触しない「疎」の形での選挙運動の展開を求められた。特に市民に「3密」を避けるよう求める現職は、自らその範を示さねばならなかった。東京都知事選で小池百合子氏は、事前に圧倒的な優位が伝えられていたこともあり、ビデオメッセージを出すだけであった。また鹿児島県知事選で新人に敗れた三反園訓氏も、劣勢を伝えられた最終盤になっても街頭演説や集会には1回も顔を出せなかった。

無論、新人も現職ほどではないにせよ、コロナ対策が求められた。都知事選に立候補した「れいわ新選組」の山本太郎氏も、街頭演説こそ行ったが「人が集まる可能性がある」として事前に開催場所を告知できず、2019年の参院選時のように多くの人数を集め、有権者のうねりを作り出すことができなかった。知名度のない新人候補ならば、選挙運動が実質的に制約された中では、有権者にその名前を浸透させるのは、さらに困難となろう。

そのような状況で各陣営が頼ったのがネット

による運動である。公式ホームページを充実させたり、Twitterの発信回数を増やしたりした。

新人はもちろん、現職陣営でさえも経験したことのない事態に、各陣営が最も悩んだのは「有権者の反応」いわゆる「手応え」をつかめないことだった。陣営は「手を振ってくれた」「街頭での集まりが悪かった」などと、有権者の反応も加味し選挙運動を組み立てる。ところがネットではアクセス数が増えても、それが選挙区の有権者が熱心に見た結果なのか、判然としない。ましてや得票に結びつくという感覚を得ることは全くできないのである。

街頭演説や総決起大会での人の集まりや雰囲気を通し、選挙情勢を分析してきた衆議院静岡4区補選のある陣営関係者は「何も見えない濃霧の中で選挙運動をしているよう。票が本当に入るのか、結果が出るまで確信が持てなかった」とこぼしていた。

II ネットの選挙運動には多くの課題

余儀なくされた形ではあったが、コロナ禍は従来から指摘されてきたようなネットによる選挙運動の課題をより鮮明に浮き上がらせたのも事実である。一つは候補者や陣営が制作するコンテンツがまだまだ有権者の関心を惹き付けるレベルにはなっていないということである。東京都知事選では宇都宮健児氏が若者との対話をネット中継していたが、多くの候補者は活動日誌、街頭で政策を訴える動画などにとどまっていた。

二つ目には、投票に行く世代とネットを利用する世代の乖離がある。周知のように、投票率は世代が上がるごとに上昇するが、ネットへの親和性はそれとは反比例している。すなわち、陣営側がネットでの発信を強化しても、投票に行く層がアクセスしない、できないという状況では、陣営は彼らに訴えを届けられず、また彼らも投票する判断材料を欠いてしまう。

そもそもネットによる選挙運動は、有権者の「能動的な」行動を求めている。有権者が興味を持ち、有権者が自らの意思で「該当サイトを見に行く」という行動が前提なのである。この点が従来の選挙運動との最大の違いである。

これまでは日常生活で街頭演説をする候補者に出くわすなどし、有権者の意思とは関係なく、いわば「受動的」であっても、テレビのニュースでは報じない候補者や政党の訴えや論点など、選挙に関する情報が自然と耳に入り、それが結果として、投票につながっていった面は否定できないだろう。いわば、選挙運動の変化は、有権者が選挙に触れる機会を少なくしたとも言えるのである。

6月の東京都知事選の投票率は「小池ブーム」に湧き、主要政党が候補者を擁立した前回選と比べ、4.73ポイント下落。7月の鹿児島県知事選でも、保守分裂の激戦にもかかわらず、参院選と同日選だった前回よりも、投票率は6.93ポイント下がった。選挙情勢などで投票率は変わるので、単純な比較に意味はないが、それでもコロナ禍での選挙運動の変化が、両選挙での投票率低下を招く一因になったことは否定できない。

ネットで政策などを発信する候補者や陣営は増えていくと見られるが、街頭演説や総決起大会に取って代わるには多くの難題があろう。とは言え、感染収束が見通せない中、またデジタル化が進んでいく世の流れにおいては、陣営だけでなく、選管側もネットによる選挙運動を支援し、有権者にどう結びつけていくのかを検討すべき時期に来たとも言えそうである。

なかじま かずなり 1964年生まれ。共同通信社入社後、政治部のほか、札幌、函館、長野、大阪、那覇で勤務。2010年から国政選、地方選で候補者の当落や政党の議席獲得を判断、総括する政治部選挙判定支援チーム長。

東京都知事選挙 公開討論会の実施

公益社団法人東京青年会議所理事(政治行政政策室室長) 珍田 汐花



はじめに

東京青年会議所では、長年、各選挙に先立って、立候補を予定している方々に参加していただき、国政、都政、区政の抱える問題点についての政策や具体的な解決策などを聞く、来場型の「公開討論会」を行ってきた。2020年も3つの区長選挙と東京都知事選挙(都知事選)の公開討論会を予定していた。なかでも都知事選は、東京オリンピック・パラリンピックの年に行われる選挙ということで、注目度が高いと予想し、年明け早々に都知事選公開討論会の準備を進めていた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月、5月に予定をしていた区長選挙の公開討論会は中止を余儀なくされ、6月に屋外の広い会場で予定をしていた都知事選公開討論会の開催も危ぶまれた。

そこで、今回のコロナ禍で、YouTubeをはじめとしたWebの利用が、今まで以上に身近なものになったと感じ、また、コロナ禍においても候補者の政策を理解するための十分な情報を提供することは極めて重要であり、政策本位での投票を促すべく、ニコニコ生放送のライブ配信でのネット討論会を開催することにした。

開催へのアプローチ

通常の来場型の公開討論会では、公職選挙法上の関係から、告示前に開催しなければならないが、今回は無観客のネット討論会ということで告示後に開催することが可能であった。これまで当会議所では、来場型を軸にネット配信は

補完的にしか行っておらず、ネット配信だけの討論会というのは、このような首長選では経験がない。どれくらいの人に見てもらえるのか想像がつかず、また、告示後のネット討論会の設え方も不明な点が多かったため、都選挙管理委員会に確認をとりながら準備を進めていった。

コロナウイルス感染症対策として、ネット討論会であったが300㎡ほどの会議室を借り、候補者と候補者の間隔を1.8mあけ、間にアクリル板を設置して、コロナウイルス感染症対策を行った。

(1) 候補者

都知事選には20名以上の候補者が出馬をしており、公平性という観点から言えば、すべての方に参加していただくのが筋であるが、現実的に困難であるため、①国会に議席を持つ政党からの推薦もしくは公認を受けている候補者、②過去に東京都知事を経験したことがある候補者、知事経験者、③衆議院議員・参議院議員経験者、とした。

コロナ禍ということもあり、zoomなどを利用した討論会は様々な団体が開催していたが、候補者が一堂に会した討論会を行うという機会がなかったため、参加の依頼に候補者からは「ぜひ参加したい」というお返事をいただき、上記要件に該当する7名の候補者が一堂に会することを実現した。

参加を快諾していただいた候補者へは、事前にヒアリングシートを渡し、重点政策やオリンピックやコロナウイルス感染症に対する政策などについて回答いただき、政策一覧表としてWebでの発信を行った。

(2) マスコミ

ネット討論会ということで、広報については告示日以降と規定があったため、マスコミに関しても告示日の6月18日以降に東京都庁記者クラブへ投げ込みのプレスリリースと、PR TIMES¹⁾を利用したプレスリリースを行った。結果、17社から取材依頼があり、当日・翌日のテレビや新聞、ネット記事などで取り上げられた。

「広く政策を知らせ、政策本位の投票行動を促す」ことを目的に行っている事業であるため、多くの人の目に触れるテレビや新聞に取り上げられたことは、大きな成果に繋がった。

(3) 視聴者

ネット討論会にあたり、多くの人に見てもらうために告示後から告知を行った。今までは当会議所のSNSなどを利用して行っていたが、今回はニコニコ生放送に告知の大部分をお願いした。

当日の放送が公式のチャンネルであることも寄与して視聴数を伸ばし、ニコニコニュースなどでの発信も人目につきやすい場所で取り上げてもらえた。また、討論会後、すべての発言の書き起こしを行い、ニコニコニュースでの発信やSNSなどで拡散をし、動画を見られない人も、各候補者の政策について知ることができるようにした。

SNSなどを発信する際にバナー²⁾を活用したが、一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN³⁾の学生からもアドバイスをもらい、一緒に作成することで、ポップな色合いの若者に親しみやすいデザインのバナーを作成することができた(右上)、TwitterやFacebookで目を引くイラストとなった。

ネット討論会の開催

当日は21時から生放送での開催とし、選挙活動が終わった候補者も遅れることなく20時に全



員会場入りした。開始前は大変な緊張感であったが、アイスブレイクで人柄がわかるようなプライベートな質問を行い、場が少し和らいだところで、討論会を開始した。

「4年後の東京のビジョン」「そのビジョンを達成するための政策」を共通質問とし、各候補者に2分以内で答えてもらった。経済、安全で安心、命や暮らし、分散型・多極型、心の改革、文化など、候補者のビジョンがはっきりと分かれた。

次に、「with/afterコロナ」に対する政策を、事前にヒアリングシートで聞き取りを行ったものを画面に表示し、1分以内に補足で答えてもらい、その答えに対して他の候補者から質問をしてもらうという形でクロストークを行った。大変白熱した議論となり、視聴者アンケートからも、このクロストークが一番参考になったとあった。

最後に、当日に視聴者から、ニコニコ生放送特有のリアルタイムアンケートのシステムを活用して、その場で質問を募り、「他候補者との違いは何か」などの質問を投げかけた。このような双方向型のWebならではの取り組みを行うことで、候補者には視聴者が本当に聞きたい質問に答えていただくことができた。

同時視聴者数は約4.8万人であり、ニコニコ生放送特有の右から左に流れるコメントが常時画面を埋め尽くしており、大変多くの方に見ていただくことができた。Twitterでも同時配信

1) 株式会社PR TIMESが設けるプラットフォーム。

2) ウェブサイト上にあるリンク付き画像のこと。

3) 2019年参院選からU30(30歳以下)を対象に政治や社会のトピックを発信。

を行い、ニコニコ生放送のタイムラインにも各候補者の動画をアップし、こちらの視聴数も2.4万人ほどとなった。

■ ネット討論会の反響と可能性

今回、コロナ禍ということもあり、主要候補と呼ばれる候補者が一堂に会す機会が実現できたことで、大変注目をいただいた。視聴者から集めた質問の中から3つ選び、リアルタイムで投票し、候補者へ投げかける仕組みも、「おもしろい」という声もあり、生配信ならではの取り組みを行うことができた。一般の視聴者からは「初めてこのような討論会の重要性がわかった」「今後の選挙はこの形がスタンダードになってほしい」といった声もあった。

多くの人が視聴し、政策の違いを見極めることで、当会議所が目指す「政策で候補者選択を行う社会を実現」の一步になったのではないかと感じている。

これまでは、来場型の討論会を主軸に行ってきたが、ネット型の討論会は生放送で見れば臨場感が伝わるし、アーカイブもあるため「いつでも、どこでも」自分の好きな時に見ることができうえ、来場型とは違い会場の広さなどを考慮する必要がない。

昨今、ネットで動画を見ることが身近になり、Webでの告知も主流となった。また候補者自身もネットを使った選挙活動を主軸に置いている。候補者討論会は、従来の来場型に加え、ネット討論会の2本柱で行っていくことが、コロナ禍であるにかかわらず、必要ではないかと考えている。

■ 今後に向けて

新型コロナウイルス感染症拡大というイレギュラーがあり、ネット討論会を行ったが、現状の法律の中で開催できるのは2つとなる。①告示前に公開討論会+ネットでの配信、②告示



後のネット討論会である。今回の都知事選のように、告示日間近に候補者が出そろうような選挙の場合は、告示日後に討論会を行う方が、候補者の政策を比較するという点においてふさわしいと考える。

本会議所としては、告示後に、来場型でもネット型でも開催できることが理想であると考えている。来場型の公開討論会を告示後でも開催できるよう公職選挙法の改正を働きかけていくために、要望書の提出を昨年より行っている。内容としては、「選挙期間中における第三者による立会演説会および公開討論会開催禁止の撤廃を要望」である。

公職選挙法では、告示前の選挙活動ならびに告示後の来場型の公開討論会の開催が禁止されている。そのため、当会議所が行う来場型の討論会は、必然的に立候補者が公表される前の公示日前のみの開催となり、公開討論会の当日でさえも、選挙運動の一環となる具体的な候補者の政策を訴えることも不可能になっている。告示日後も立候補者間の討論を公開することで、国民の政治に対する関心度は高まり、政策の比較も容易になると考えている。

インターネットにアクセスできない人もまだまだ多くいると考え、告示日後も来場型とネット配信で討論会を行うことを理想として、政策本位の投票行動を促していくことを目的に、これからも討論会を開催していきたい。

海外のコロナ禍における選挙

長野県立大学グローバルマネジメント学部講師 野口 暢子



II はじめに

世界各国における選挙で、コロナウィルスの流行による影響が出ている。4月15日の韓国の総選挙、3月15日(第1回)と6月28日(第2回)のフランスの統一地方選挙、11月3日に実施されたアメリカの大統領選挙は日本のメディアでも大きく取り上げられ、「コロナ禍における選挙」として知られている。

しかしながら、その他の国々において、コロナ禍の中で選挙にどのような影響があったのかは、あまり知られていないのではないだろうか。

ストックホルムに本部がある「民主主義・選挙支援国際研究所(IDEA)」は、各国のコロナ禍における選挙についての情報を収集し、ホームページで詳しく紹介している。その調査¹⁾によると、2020年2月21日～11月29日の間に、少なくとも93カ国で国や地域レベルの選挙やレファレンダム(国民投票・住民投票)の実施が決定されており、71の国や地域で実際に投票が実施されている。その一方で、75カ国の国や地域で選挙やレファレンダムが延期され、そのうち40の国や地域で投票が中止されている。

本稿では、おもにIDEAのデータを参考として、諸外国におけるコロナ禍での選挙の事例を紹介したい。

II コロナ禍により選挙が延期されている国や地域、延期されていない国や地域

国や地域における選挙やレファレンダムが延期された国は、アフリカ地域で14カ国、アメリカ地域で17カ国²⁾、アジア太平洋地域で15カ国、ヨーロッパで26カ国、中東地域で3カ国である。一方で、2月には、イラン、台湾、トーゴ、スロ

バキア。3月には、オーストラリアのクイーンズランド、バングラディシュ、カメルーン、ドイツのバイエルン州など20カ国。4月には、韓国、日本、スイスなど7カ国。それ以降も、ロシアでの憲法改正の国民投票、日本でも7月の東京都知事選挙などは、コロナ禍においても選挙が延期されずに実施されている。

II コロナ禍における選挙の特徴

(1) 選挙運動のデジタル化と郵便投票制度の活用

アメリカの連邦法では、大統領選挙の日程は11月の第1月曜日の翌日と規定されており、今年の大統領選挙は、11月3日に実施された。

今回の大統領選挙では、郵便投票制度を活用する有権者が増加した。これは大勢の有権者が投票所に集まることを避けたいと考えた結果であり、民主党が郵便投票制度の活用を呼びかけた影響もあることは間違いない。これに対し、トランプ大統領は「郵便投票は不正が起きやすい」という主張を繰り返している。民主党のバイデン候補が選ばれた場合、共和党の候補であるトランプは、「選挙後に郵便投票の不正を明らかにする」と述べ、実際に裁判を起こしている。

戸別訪問が低調であることも、今回の大統領選挙の特徴である。民主党はコロナ禍であることを鑑み、オンライン集会を開催しているが、共和党は直接、候補者と接することができる集会も行い、両党の選挙手法に差が生じた。コロナウィルスがアメリカ大統領選挙のたたかい方を大きく変えたことは間違いない。

(2) 投票しない有権者の増加

IDEAの調査では、2020年に実施された選挙では、2008年から2019年に行われた選挙よりも

1) 最終閲覧日：2020年12月1日

2) アメリカ合衆国においても、大統領選挙は予定どおり行われたが、予備選挙については、延期された州もある。

3) 「コロナが変える世界の選挙」(「朝日新聞」2020年6月28日)

投票を棄権する有権者の割合が増加している国が多いという分析がなされている。

トーゴ・ブルンジ・ポーランドなど12カ国では、投票率が上がっているが、台湾・シリア・フランスなど29カ国では、投票率が下がっている(2020年10月現在)。

例えば、約3万5千の自治体で実施されたフランスの統一地方選挙(第1回投票)では、千人を超える集会在禁止され、ミニ集会や広場でのチラシ配布などが行われた³⁾。その結果、2014年と比し、各地で投票率が下がることとなった。

(3) コロナ対策による有権者の投票の変化

ニュージーランドでは、9月に予定されていた総選挙がコロナウィルスの影響により延期され、10月17日に総選挙が行われた。コロナ対策が始まる以前は、野党である国民党が優勢であると報じられていたが、スピーディで厳しい封鎖政策やコロナウィルスの影響を受けた企業への賃金助成策などのコロナ対策が、現職を選挙戦で有利に導いた。

「アーリームーバーズ」という9カ国の首相の集まりがある。呼びかけ人はオーストリアのクルツ首相であり、ニュージーランドのアーダーン首相もこのメンバーである。これらの国々におけるコロナ禍での選挙対応は、今後、その他の国にも影響を与えるであろう。

(4) 要配慮者への対策

シンガポールでは、投票時間を区切って高齢者を優先するという対策がなされた。4月に総選挙が行われた韓国では、感染者は郵便投票、事前不在者投票が可能とされたほか、隔離中の有権者にも、投票時間後に投票を行える時間帯が設けられ、感染者は病院での投票ができるよう配慮がなされた。候補者がYouTubeで演説をし、支持者はその内容を通信アプリで送るなどの「ネット選挙」がすでに定着している韓国では、投票率は66.2%で過去最高であった。

II まとめ

コロナ禍が続くとみられている中、不正や不平等がなく、投票の秘密が守られる選挙を行うためのシステムの構築は不可欠であろう⁴⁾。オンライン投票を求める声も上がりそうであるが、「投票の秘密」が守られ、サイバー攻撃を受けることはないという信頼感がないと、オンライン投票を導入しても、別の方法での投票を選択する有権者が多くなると予想される。

オンライン投票を希望する有権者は、高齢者が多いという調査もある⁵⁾。一方で、政府に情報が集まり、監視されることへの懸念を持っている有権者もいる。コロナ禍の選挙では、政治的な思惑で日程を決められないか気をつけるとともに、投票方法を有権者の意思で選択できることが求められる。①投票所で投票する方法、②郵便投票、③オンライン投票、の中から自らの状況や意思に応じた投票形式を選べる仕組みをつくれまいだろうか。コロナ禍の中でも有権者が不安なく投票できる状況の整備が必要である。ただし、郵便投票やオンライン投票を導入するのであれば、そのシステムや政府への有権者の信頼感が欠かせない。

<参考文献>

- ・「民主主義・選挙支援国際研究所(IDEA)」ホームページ
<https://www.idea.int/news-media/multimedia-reports/global-overview-covid-19-impact-elections?fbclid=IwAR0mRwP05I9AFnemawNBG2adSGD1B-7-3AE8euSSpvfSciWuLr4L4-0qhmo>
- ・「コロナが変える世界の選挙」(「朝日新聞」2020年6月28日)

のぐち のぶこ 1970年生まれ。学習院大学大学院政治学研究科博士後期課程単位取得満期退学。専門は政治学、公共政策等。長野県短期大学助教を経て、2017年より現職。論文に「ドイツにおける住民投票」(岡澤憲英編著『比較政治学のフロンティア』(ミネルヴァ書房、2015年))等。

4) 約250人を対象として、71の在外公館で本年4月15日に実施する予定であった静岡4区の衆議院議員補欠選挙の際、53の在外公館で投票ができなかった。郵便投票や一時帰国での投票は可能であったが、このような措置が取られたのは初めてである。
 5) 政治と選挙のプラットフォーム「政治山」、投票率向上に関するインターネット調査「政治山リサーチ」(<https://seijiyama.jp/research/investigation/inv48.html>)より。

アメリカの主権者教育 (最終回)

学校外で行われる主権者教育の可能性



東海大学課程資格教育センター講師 齊藤 仁一朗

前回までの連載では、主に学校教育に関わる実践を中心に扱ってきた。しかし、米国で学校内において主権者教育を行おうとした際に、様々な制約を受けるのも事実である。例えば、政治的中立性の問題から、扱える内容が制限され、生徒、保護者、地域関係者をはじめとし、授業内容に配慮しなければいけない点も少なくない。この点から見ても、学校外の団体や機関で実施される教育の可能性は大きい。一方、米国の若者は、1日の約半分の時間を学校以外の場所で過ごすため、課外活動や、放課後プログラム、コミュニティでのプログラムなどが重要な役割を持つ。

最終回に当たる今回は、学校外で行われる、市民育成を促す教育について焦点を当てていく。

II 放課後プログラムによる学び

子どもたちの学校外での学びの一つの場として、放課後に各所で実施運営される放課後プログラムの場が挙げられる。学校を終えた生徒の一部は、自主的にこういった放課後プログラムに参加する(授業日以外の参加もありうる)。それらの活動の中で、学校内では得難い経験をすることもある。例えば、「シスタ・ブロッサ連合(Sistas and Brothas United)」という団体に通う10代の若者たちは、学校の機器や備品の改善を求めるニーズをまとめた文書を作成した。ボルチモア・ハイスクールの生徒たちは、「コミュニティ法の活動(Community Law in Action)」という団体の協力を得て、集団訴訟のための証拠を集め、近隣でのアルコールやたばこの看板の撤去を促した。こういった実践を学校内で主導して行うことは難しい。また、市民参加を促すという点では、公立学校や地区からの資金援助を得たプログラムよりも、NPO

によって運営されたプログラムの方が積極的であるとの指摘もあり、若者の市民育成のためにボランティアな組織が重要であることがわかる(Levine, 2007.)。ただ、放課後プログラムは必ずしも市民参加に特化したものが多いわけでもなく、運営資金のあり方に大きな影響を受けやすい点も念頭に置く必要がある。

II 若者のメディア発信を促すプログラム

次に紹介したいのは、若者が社会課題に対する考えを発信するサポートをするNPOの存在である。これらの団体は、若者に政治的な発信や取材をするための手段と訓練機会を提供し、若者が自分たちの動画を作れるように促す。そして一連のプロジェクトによって、若者に不公正に立ち向かうスキルや力を与え、社会変革を促そうとする。例えば、「Global Action Project (GAP)¹⁾」は、若者にメディア発信の方法を教え、場を提供するNPOである。GPAのミッションは、「社会正義を志向する若者メディア」の創出にあり、そのために「メディア製作」「若者育成」「政治教育」の三つを重要な要素として捉えている(<https://www.global-action.org/our-story>)。GPAの活動は、貧困層や移民の若者、LGBTQ²⁾の若者への支援を重視したものとされるが、動画制作や取材を通して、若者たちがスキルを身に付け、リーダーシップやコミュニティとの関わり方など学んでいくプロジェクト型の教育機会となっている。また、メディア作成の際に若者とコミュニティが実際に協働していく例もある。

これらの取り組みも広義の意味では放課後プログラムの一部として捉えられる。

II 地方自治を通した若者参加の推進

地方自治を通した若者の社会参加を促す機会

1) 1991年に設立され、ニューヨーク市を拠点とするNPO団体。若者への参加を促しながら、社会問題を取材しメディア発信することを支援している。

2) LGBTQ(セクシュアル・マイノリティ、性的少数者)にQ(クエスチョニング、「自分の性自認や性的指向を決められない、決まっていない人」)を含めたもの。

も、重要な教育と言える。例えば、自治体が若者の参加を推進した事例として、バージニア州のハンプトン市のものが注目される。同市では、議会に提案を行う若者委員会(Youth Commission)があるだけでなく、都市の政策部門(例えば計画部門)に若者の役職が設置されていたり、各学校に校長への助言グループが設置されるなど、若者の代表制などが徹底されている。また、ハンプトン市の中核的な原則として、①若者にコミュニティに貢献する機会を提供すること、②若者に機会を提供するだけでなく、公民的役割をより良く担うための訓練の場を提供すること、③大人が若者をパートナーであると捉えるような「文化の変革」を起こす必要があること、などがあげられている。実際、ハンプトン市では、若者に対して、市民育成につながるサービスラーニングやプロジェクトが基盤に設定されており、さらには必要な知識を得たり、関係者に相談をする場があり、その上で、若者が参加できる集会や討議の場が用意されている(Sirianni, 2005.)。

こうした段階性を持たせた若者の市民参加を促す支援体制を設けることで、参加の機会だけでなく、参加の内実を実質化できるような工夫がなされていると言える。

II アメリコー(AmeriCorps)プログラム

高校卒業後の人々を比較した際に、大学卒の人と比べ、非大学卒の人が、制度的にも所属組織の上でも、社会課題を議論する機会に恵まれていないことが指摘されている(Flanagan and Levine, 2010.)。こういった参加をめぐる格差を減らす可能性の一つとして、公費によって運営され、人々に社会参加を促す全米各所での事業が注目される。米国には元来ボランティア文化が根差しているが、とりわけ1993年に「国家及びコミュニティサービス信託法」が成立し、「国家及びコミュニティサービスのための協会」が組織され、サービスラーニングやコミュニティ

サービスの事業が全米各地で進んだ(唐木, 2010)。例えば、その流れの中で新しく誕生した国家サービス事業であるアメリコー(Ameri Corps)では、主に若者の参加を募り、一定期間に国内での貧困問題解決などに取り組むボランティア活動への参加を促し、地域とボランティアとの接続を図ろうとしている点に特徴がある。また、単に、ボランティアの人数確保ということではなく、参加者の訓練や、社会課題への問題意識を高めることが重視されている。さらに、ボランティア参加後に、大学や大学院への進学を助成を行うサポートもしている。

こういった公的資金に基づく制度的・組織的なサポートは、周辺化されやすいマイノリティーの若者に対し、市民としての力を与える場として、機能していると考えられる(Flanagan and Levine, 2010.)。

以上のように、市民育成をめぐる柔軟な対応や、継続的な教育体制の確保、さらには生涯教育的な教育環境の充実などを目指したとき、学校外の教育の場や制度的・組織的なサポートのあり方が重要となる。同時に、学校教育と学校外の教育が、若者の市民参加を促す際にいかに協力するべきか、その関係構築のあり方も模索されている(Fredricks, 2011.)。

<参考文献>

- ・Cirianni, C. (2005). *Youth Civic Engagement: Systems Change and Culture Change in Hampton, Virginia*, Circle Working Paper 31.
- ・Flanagan, C. and Levine, P. (2010). Civic Engagement and the Tradition to Adulthood. *The Future of Children*, 20 (1), 159-79.
- ・Fredricks, J. A. (2011). Engagement in School and Out-of-School Contexts: A Multidimensional View of Engagement, *Theory and Practice*, 50, 327-335.
- ・Levine, P. (2007). *The Future of Democracy, Developing the Next Generation of American Citizens*, Medford, MA: Tufts University Press.
- ・Roth, J. L. and Brooks-Gunn, J. (2003). What Exactly Is a Youth Development Program? Answers From Research and Practice, *Applied Developmental Science* 7(2), 94-111.
- ・唐木清志(2010)『アメリカ公民教育におけるサービス・ラーニング』東信堂。

11月3日、世界が注目するアメリカ大統領選挙が行われ、民主党候補のバイデン氏が選挙人の過半数以上を獲得し、当選を確実にした。

事前の世論調査によるバイデン氏有利の予想に反して、現職のトランプ氏(共和党)はフロリダやテキサスなどの州で勝利し、接戦に持ち込んだ。一方のバイデン氏は、大票田のカリフォルニア、ニューヨークなどの州と前回トランプ氏が勝利したペンシルベニア、ミシガン、ウィスコンシンのラストベルト3州も制した。

トランプ氏は、選挙に不正があったことは主張するが、法廷闘争が難航していることを認め、12月14日の選挙人投票でバイデン氏が勝利すればホワイトハウスを去ると表明した。一方、バイデン氏は11月24日に勝利宣言を行い、新閣僚候補の公表を始めている。

バイデン氏勝利の要因の一つは、トランプ政権のコロナ対応といわれる。全米で、投票日までには23万1千人を超える死者を出し、本人も罹患したにもかかわらず、コロナ感染を軽んじる言動に非難が集まった。一方、トランプ氏には経済・雇用政策への期待が強かったが、及ばなかった。

今回の大統領選挙では約1億6,000万人が投票し、投票率は過去100年で最も高い約67%とされている¹⁾(2016年は約60%)。得票数は、バイデン氏が約8,000万票、トランプ氏が約7,400万票と、ともに過去最高となった。

投票制度

<期日前投票>今回の選挙で最大の話題となったのが期日前投票である。コロナ禍での密集や投票妨害を恐れての行動とされているが、投票日前に約1億人が郵便や投票所で投票を済ませるという事態となった。投票所での事前投票は約3,500万人、郵便投票は実に約6,500万人に及んだ。大量の郵便投票のため開票が遅れ、当選者確定が大幅にずれ込むこととなった。

両制度を利用したのはコロナ感染を恐れた民主党支持者が多いとされ、共和党支持者はトランプ

氏の呼びかけで、投票日に投票所での投票を選択する傾向があったとされている。そのため、開票終盤でのバイデン氏の追い込みにつながった。

<有権者登録>アメリカには全国共通の有権者名簿が存在せず、国民は18歳になったら、まず登録して有権者の資格を得なければならない(この制度がない州も)。有権者登録は現在の居住地で行い、引っ越した場合には新しい居住地で登録し直す必要がある。運転免許の更新時にも登録できる(全米有権者登録法、1993年制定)。選挙のたびに更新しなければならない州、長い間投票しないと登録が抹消されてしまう州もある。

有権者登録の手続きは州によって異なり、例えばカリフォルニア州ではインターネットから登録することができる(日本語版)。その際に支持政党の確認が求められる。

Alex Padilla
カリフォルニア州務長官

個人情報 - 有権者登録申込書

アスタリスク(*)のあるフィールドはすべて必須項目です。

資格

☐ 私は米国市民かつカリフォルニア州居住者です。 *

登録/事前登録 *

- ☐ 私は18歳以上です。
☐ 私は16歳または17歳で、事前登録を希望します。

個人情報

法律上の氏名

敬称

名*

ミドルネーム

氏*

サフィックス

支持政党を選択しますか。 *

- ☐ はい、私の支持政党は その他(具体的に記入してください):
☐ 支持政党なし/なし、支持政党を選択しません。

>(「支持政党なし/該当なし」を選択される場合、米国大統領または政党の中央委員会についての予備選挙で、一部の政党の候補者に投票できない場合があります。)

選挙制度

<予備選挙>民主・共和両党の「大統領候補を指名する」プロセスであり、大統領選挙年の夏に民

主・共和両党が別々に開く全国党大会で、各州から選ばれ党大会に出席する代議員により選出される。

＜本選挙＞予備選挙で選出された、それぞれの党の候補者同士が争う（両党以外の候補者の立候補も可能である）²⁾。有権者は、各党の候補者に投票するものの、実際には「大統領選挙人(presidential electors)」を選ぶ。現在の選挙人は538人で、過半数の270人以上を確保した候補者が当選となる。

選挙人は各州の人口に基づき割り当てられている。各州の選挙人数は、各州の下院議員と上院議員（どの州も2人）の合計と同じである。最も選挙人が多いのはカリフォルニア州の55人、最も少ないのはアラスカ州ほかの3人である。

本選挙では、メイン州とネブラスカ州を除いて、投票で最も多く票を集めた候補者が、その州の選挙人をすべて獲得するという「勝者総取り」となる。このため、一般投票の得票率と選挙人の獲得数は必ずしも比例しない。

選挙運動

選挙時に日本でよく見かける候補者の街頭演説や街宣車、アメリカでは街頭演説もなければ街宣車も見かけない。では、有権者はどのようにして候補者のことを知るのか。アメリカの幹線道路沿いや住宅の庭先などには、候補者の名前が書かれた看板が立てられている。このほか候補者は自身のホームページやSNSを通じて政策を主張する。また、日本と異なり戸別訪問はできるため、ボランティアなどが電話作戦を行ったり戸別訪問をしたりして、支持を呼びかける。最近ではスマートフォンのアプリを利用する動きもある。今回の選挙では、民主党支持者はコロナ感染を防ぐため電話やSNSなどを通じての選挙運動を展開したが、共和党は特に選挙終盤に戸別訪問を徹底し、これがトランプ氏善戦につながったと分析されている。

日本にあるような「政見放送」はアメリカにはない。アメリカでは、テレビのコマーシャル枠を購入して、候補者の主張を放送することができる。ゴールデンタイムの枠などでの放送に加えて、インターネットメディアやSNSなど、近年では広告

を出せる媒体が増えている。また、激戦になったり投票日が近づけば、相手を批判する広告（ネガティブ・キャンペーン）も増えてくる。

今回の大統領選挙の運動費用は、両陣営合わせて約6,600億円とされ、前回の2.7倍に膨らんだ³⁾。民主党側の支出の方が多い。激戦州ではYouTubeの枠が売り切れるほどだった。

上・下院議員

連邦議会の上・下院議員選挙も同時に行われ、上院はジョージア州が決戦投票のための再選挙（2議席、2021年1月5日実施）となったため議席は確定せず、下院は民主党が優勢である。

＜上院選挙＞定数100議席中35議席が改選された上院（任期6年）では、共和党が50、民主党が48の議席を獲得した。未確定が上記ジョージア州の2議席あり、この結果により過半数を制する政党が決まる。両党とも50議席の場合は、上院議長でもある副大統領が投票できるため、民主党が支配権を握ることになる。

上院の選出定員は、州の人口や面積に関係なく各州一律に2名とされ、上院議員は州の代表とされている。今回の上院選挙では、最も人口が少ないワイオミング州（約58万人）とカリフォルニア州（約3,953万人）⁴⁾を比較すると、「1票の格差」は実に約68倍となっている。

＜下院選挙＞2年の任期を終えた下院は全議席（定数435）が改選され、民主党が前回に引き続き過半数を確保した。下院の選出定員は、人口に比例するように10年ごとの国勢調査に合わせて各州に配分され、ワイオミング州などの1名から、カリフォルニア州の53名までである。選挙は小選挙区制で、州内の選挙区割りとは州の権限で行われる。

上・下院選挙の結果 (2020.12.1現在)

		政党	当選	新勢力	選挙前
上院 (定数100)	改選35	共和党	20	50	53
		民主党	13	48	47
下院 (定数435)	全員改選	共和党	204	204	197
		民主党	222	222	232

*未確定議席は、上院2、下院9。

*上院の改選議員は、共和党23、民主党12。

*上院・民主党には無所属を含む。

*選挙前の下院議席は、リパタリアン党1、欠員5あり。

2) 多くの州では二大政党以外の立候補には、一定数の有権者の署名を必要としている。

3) 米政治資金監視団体のセンター・フォー・レスポンシブ・ポリティクス(CRP)推計。

4) ともに2018年国勢調査時の人口。

主権者教育推進会議・ 中間報告

同会議は平成30年8月の第1回会議以来、①主権者意識を涵養し、社会参画の態度を育てるための教科教育をはじめとする学校の諸活動の相互連携と学習指導の在り方について、②学校や地域、国、国際社会の課題解決を視野に、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して取り組む実践的な教育活動の展開と支援策について、検討を進めています。この中間報告では、学校教育、家庭と地域における教育、メディアリテラシーの育成の3つの観点から課題を指摘し、今後の方向性を提言しています。

学校教育の課題として、主権者教育に関する内容の充実を図った新学習指導要領等の下、①学校段階等間の円滑な接続、②教育課程全体を通した指導の充実、③現実社会の諸課題を扱った指導の充実や関係機関との連携の推進等が求められています。その方向性として、各学校段階での主権者教育の充実としてモデル校での実践研究の推進、児童生徒向け副教材や教師用指導資料の開発を提言しています。

家庭と地域における教育の課題として、家庭については人格形成の基礎が培われる幼少期から社会との関わりを意識する機会を増やすことが、地域では地域の構成員の一人として主体的に参画できる機会を増やすことが、求められているとしています。さらに、学校、家庭、地域など多様な主体の連携・協働による取組の推進が求められているとしています。その充実策として親子連れ投票の推進等普及啓発活動の実施、家庭教育支援の充実、多様な主体の連携・協働の取組支援を提言しています。

メディアリテラシーの育成について、学校・家庭において図ることが求められているとしています。その充実に向け、モデル校での効果的な指導方法の開発、学校、家庭におけるNIE教育(教育における新聞の教材活用)の推進を提言しています。

＊

以下、明るい選挙推進協議会の活動に参考となる家庭・地域における主権者教育の充実について

文部科学省に設置されている主権者教育推進会議が、令和2年11月に中間報告を公表しましたので、その一部を紹介します。

＜文部科学省HP・主権者教育推進会議＞

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/142/index.htm

の提言の詳細を、抜粋します。

提言・家庭における主権者教育への支援

- 保護者への学習機会の提供、親子参加型の行事の実施への支援を行うとともに、地域の実情に応じた取組の中から、主権者教育に資する取組事例を収集し、横展開を図る。
- 家庭における主権者教育を推進するためには、学校との連携が大切であり、学校と家庭をつなげるPTAの役割は大きいことから、全国各地のPTA団体と連携し、親子連れ投票や親子議会見学、学校であるテーマを設定し、家庭で政治的・社会的事象を話し合う機会を提供するなどの取組を通して、主権者としての意識の涵養に向けた普及啓発活動を実施する。
- 家庭において新聞に触れつつ社会的事象を話し合う機会を創出するため、学校との連携により、学校で新聞記事の切り抜きを用意し、家庭で話し合う機会を提供するなど家庭におけるNIE推進の取組について、取組事例を収集し、横展開を図る。

提言・多様な主体による連携・協働の推進

- PTA、自治体、社会教育関係団体、企業、NPO等の様々な主体相互の連携・協働により、社会総がかりで子供たちを育てる地域学校協働活動とコミュニティスクールを一体的に推進し、子供たちが地域を取り巻く課題の解決に取り組む機会を増大させるとともに、取組事例を収集し、横展開を図る。
- 各地で行われている実践のノウハウや人材を有効に活用しつつ社会全体で主権者教育に取り組むため、総務省、明るい選挙推進協会やその他関係団体と連携し、主権者教育に関する各種動画やパンフレット等の教材・資料のほか、主権者教育に関する講師の派遣制度などの様々な主体の有用な情報を周知し、社会教育関係施設・団体等の活動を推進する。
- 公民館等の社会教育施設における主権者教育に資する取組の実践事例を収集し、横展開を図る。

明るい選挙啓発 ポスターコンクール

令和2年度中央審査の結果を発表しました！

明るい選挙推進協会と都道府県選挙管理委員会連合会は、毎年文部科学省と総務省の後援、全国の教育委員会と選挙管理委員会の協力をいただき、小学校、中学校、高校、特別支援学校の児童生徒から作品を募集する、明るい選挙啓発ポスターコンクールを開催しています。今年度は全国6,528校から、80,639点もの応募がありました。審査は市区町村での第1次審査と都道府県での第2次審査を経て、中央審査(第3次審査)において、文部科学大臣・総務大臣賞(連名)18作品と明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)60作品が選ばれました。中央審査の審査員長は、東良雅人-文部科学省初等中等教育局視学官・教育課程課教科調査官(美術)にお願いしています。大臣賞等の作品は、協会ホームページで紹介するとともに、本誌今号の表紙と2頁に10作品を紹介しました。

このコンクールは、昭和20年代にスタートし、令和2年度で第72回となりました。開催趣旨は募集要項に、「私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです」としています。

今年度も多くの児童生徒に参加していただきましたが、新型コロナウイルス感染症による休校などの影響もあったようで、残念ながら小中学生からの応募は昨年度と比べて減りました。学習環境が厳しい中、そして不安な気持ちの中、応募してくださった児童生徒のみなさんに感謝いたします。また、困難な状況の中でも多くの作品が集まったのは、ご指導いただいた先生や保護者の方々のご協力によるものと御礼申し上げます。

	応募学校数		応募者数	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
小学校	3,940	5,265	41,074	66,489
中学校	2,232	3,147	34,273	73,286
高校	356	387	5,292	5,120
計	6,528	8,799	80,639	144,895

協会 HP <https://www.akaruisenkkyo.or.jp/060project/06502poster/8152/>

作品募集

募集は市区町村単位で行われます。図画工作や美術の授業、美術部の活動として取り組まれ、夏休みの宿題として作成されることが多いようです。今年度は断念されましたが、例年ですと明るい選挙推進協議会のメンバーが学校を訪問して児童にポスターの趣旨や選挙の意義などを説明したり、選挙管理委員会がポスター制作教室を、地域や高校生、大学生の協力を得て夏休みに開催する取組があります。

作品の展示

都道府県、市区町村においてもそれぞれ賞を設け、表彰しています。学校賞を設けている団体もあります。秋から冬にかけて各地で、展示会が役所ロビー、美術館、百貨店や大型ショッピングセンターの催事スペース、街頭アーケードにある展示スペースなど、さまざまな場で開催されます。また、投票をよびかける選挙時のポスター、カレンダーなどにも活用されています。

主権者教育として

選挙・政治をテーマに図柄とコピーを考えることは、美術の学びとともに主権者教育としても捉えることができます。図工-美術の先生は制作にあたって児童生徒に「投票って何」「選挙って」「明るい選挙って」「政治って」「地方自治って」「投票所に行ったことある」と問いかけるでしょう。社会科などの授業で選挙・国や地方の政治を学んだことを制作に生かした児童生徒もいたことでしょう。

コロナの禍中でも各地で選挙が実施されていますが、投票所に親子で一緒に行くことを、残念ながら断念された方も多かったと思います。しかしコロナ禍による社会の変化は、親や友だちと選挙の意味や政策のことを考えるきっかけになったかもしれません。令和3年度は、より多くの方が参加いただけることを祈念いたします。

第25回参議院議員 通常選挙の意識調査

明るい選挙推進協会は、2019年(令和元年)7月4日(木)に公示され、7月21日を投票日に実施された参議院議員通常選挙における有権者の意識と行動を探るため、意識調査を実施しました。

- ・調査方法 郵送配布郵送回収法
- ・調査期間 2019年10月30日～12月24日
- ・調査対象 全国の満18歳以上の男女
- ・標本数 3,150人(選挙人名簿から層化2段無作為抽出)
- ・有効回収率 54.6%

- ・調査項目 「政治・選挙への関心」「投票と棄権」「投票選択の経緯」「選挙媒体との接触」「選挙啓発への参加と接触」「選挙制度について」
- ※協力 松本正生・埼玉大学社会調査研究センター長
前田幸男・東京大学大学院情報学環教授

選挙の概要

今回参院選は12年毎に統一地方選が同じ年に実施される亥年選挙でした。衆院選との同日選の可能性、夫婦の老後資金に2千万円が必要とする試算を盛り込んだ金融庁の報告書をめぐる年金問題、同年10月からの消費税引き上げの是非、憲法改正の国会発議に必要な3分の2の議席を与党が獲得できるかなどが話題となっていました。

今回参院選から実施された選挙制度の変更等

- ・選挙区間の議員一人当たり人口較差の縮小を図るために選挙区の定数を2増。
- ・比例代表選挙について、非拘束名簿式を維持しつつ、当選人となるべき順位が記載された名簿登載者を優先的に当選人とする特定枠制度を導入し、定数を4増。
- ・2018年(平成30)5月に、国政選挙及び地方選挙において、男女の候補者数をできる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されてから初めての国政選挙。

各党の獲得議席

自由民主党は57議席、公明党は14議席を獲得し、連立与党は非改選議員を含め141議席となりました。過半数は超えましたが、3分の2議席は確保できませんでした。立憲民主党は17議席を、日本維新の会は10議席を獲得しました。この参院選で初めて国政選挙に進出した、れいわ新選組が2議席、NHKから国民を守る党が1議席を獲得しました。

投票率

比例代表選挙が48.79%、選挙区選挙が48.80%で、比例代表選挙は前回より5.9ポイント下がりました。第17回(1995年)の44.50%に次いで低い結果となり、国政選挙史上、投票率が50%を下回る2回目の選挙となりました。

- ・男女別では、男性が49.41%、女性が48.22%で、前回より男性が5.71ポイント、女性が6.07ポイント減少しました。
- ・年齢別では、最も低い20歳代前半を起点に、年齢とともに投票率が上昇する傾向は、前回参院選と同じ様相でした。20歳代前半の投票率は28.21%で、最も高かった70歳代前半の66.52%との差は38.31ポイントでした。各年齢において、前回より約4～8ポイント低くなりました。18-19歳の投票率は32.28%で、20歳代前半を上回ったものの前回参院選より14.50ポイント低下し、他の年代に比べて群を抜く減少幅でした。前回参院選での18-19歳の投票率は46.78%で、今回参院選ではその層は21-22歳となり20歳代前半に含まれますが、この層の投票率28.21%と差し引きした場合の減少幅は更に大きく18.57ポイントでした。

女性の立候補と当選

女性の候補者は104人と前回より8人多く、当選者は28人と前回同数となり過去最高タイでした。

選挙違反(警察庁発表選挙期日後90日現在)

検挙件数は47、検挙人員は59人で、過去最少でした。

質問票と回答の単純分布

※その他、わからない、無回答は掲載を省略しています。

Q 1 あなたはふだん国や地方の政治についてどの程度関心を持っていますか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1719

- | | |
|----------------|-------|
| 1 非常に関心を持っている | 19.5% |
| 2 多少は関心を持っている | 57.0 |
| 3 あまり関心を持っていない | 19.5 |
| 4 全く関心を持っていない | 2.7 |

Q 2 あなたは、政治、選挙に関する情報を主に何から得ていますか。最も多くの情報を得ているものを1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1719

- | | |
|-------------|-------|
| 1 テレビ | 59.7% |
| 2 ラジオ | 1.7 |
| 3 新聞 | 20.0 |
| 4 雑誌 | 0.3 |
| 5 インターネット | 13.8 |
| 6 家族や知人からの話 | 3.6 |

Q 5 あなたは現在の政治に対してどの程度満足していますか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1719

- | | |
|--------------|------|
| 1 大いに満足している | 0.4% |
| 2 だいたい満足している | 17.2 |
| 3 やや不満足である | 47.9 |
| 4 大いに不満足である | 25.4 |

Q 6 あなたはふだん、選挙の投票について、下記の中のどれに近い考えを持っていますか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1719

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1 投票することは国民の義務である | 30.7% |
| 2 投票することは国民の権利であるが、棄権すべきではない | 36.4 |
| 3 投票する、しないは個人の自由である | 30.2 |

Q10SQ 3 次に選挙区選挙についてお尋ねします。あなたは、選挙区選挙で、政党の方を重くみて投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1207

- | | |
|--------------|-------|
| 1 政党を重くみて | 45.1% |
| 2 候補者個人を重くみて | 31.4 |
| 3 一概にいけない | 21.4 |

Q10SQ 4 あなたは選挙区選挙で候補者を選ぶ時、どういう点を重くみて投票する人を決めたのですか。あてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。 n=1207

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1 地元の利益を考えて | 22.6% |
| 2 自分と同じような職業の利益を考えて | 6.6 |
| 3 自分と同じような世代の利益を考えて | 14.6 |
| 4 候補者の政策や主張を考えて | 52.4 |
| 5 候補者の人柄を考えて | 26.6 |
| 6 候補者の属する党の政策や活動を考えて | 55.1 |
| 7 候補者の属する党の党首を考えて | 11.4 |
| 8 テレビや新聞、雑誌などで親しみを感じて | 4.6 |
| 9 政党間の勢力バランスを考えて | 8.9 |
| 10 家族や知人のすすめだったから | 9.1 |

Q12 投票に行かなかったのはなぜですか。あてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。 n=489

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 1 仕事があったから | 20.4% |
| 2 重要な用事(仕事を除く)があったから | 14.5 |
| 3 体調がすぐれなかったから | 17.0 |
| 4 投票所が遠かったから | 3.9 |
| 5 選挙にあまり関心がなかったから | 30.9 |
| 6 政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから | 23.7 |
| 7 適当な候補者も政党もなかったから | 21.7 |
| 8 私一人が投票してもしなくても同じだから | 13.9 |
| 9 自分のように政治のことがわからない者は投票しない方がいいと思ったから | 7.6 |
| 10 選挙によって政治はよくなりえないと思ったから | 17.8 |
| 11 マスコミの当落事前予測調査を見て、投票に行く気がなくなったから | 3.3 |
| 12 今の政治を変える必要がないと思ったから | 1.0 |
| 13 今住んでいる所に選挙権がないから | 2.0 |
| 14 天候が悪かったから(暑すぎた、雨だったなど) | 1.4 |

Q13 あなたはどのような状況だったら投票に行こうと思いますか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=489

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1 投票所が近かったら | 7.4% |
| 2 投票所まで無料のバスなどが運行されたら | 1.2 |
| 3 移動投票所が巡回してくれたら | 3.3 |
| 4 駅やショッピングセンター・コンビニなどでも投票ができれば | 33.5 |
| 5 期日前投票が午後8時以降もできれば | 8.0 |

Q14 今回の参院選では、どのような政策課題を考慮しましたか。あてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。 n=1719

1 医療・介護	52.3%
2 子育て・教育	33.6
3 景気対策	45.1
4 雇用対策	20.8
5 財政再建	18.2
6 年金	50.7
7 消費税	29.8
8 震災からの復興	12.2
9 原発・エネルギー	15.3
10 規制緩和	1.7
11 治安対策	6.6
12 防災対策	17.2
13 社会資本整備	4.3
14 地域振興	12.3
15 憲法改正	14.7
16 外交・防衛	15.2
17 男女共同参画	2.7
18 選挙制度	3.5
20 政策は考えなかった	4.2

Q15 最近の選挙では、投票率が低下してきていますが、あなたはこのことについて、どのようにお考えですか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1719

1 投票率は低くてもかまわない	24.5%
2 投票率が低いことは問題であるから、何らかの対策を講ずべきだと思う	64.8

Q19 あなたは今回の参院選で、インターネットをどのように利用しましたか。下記の中にあてはまるものがあればすべて選んで番号に○をつけてください。 n=1719

1 政党や候補者のホームページ・ブログを見た	9.7%
2 政党や候補者のツイッター、フェイスブックを見た	5.8
3 政党や候補者のメールを受信した	0.4

4 自分自身が特定の候補者を応援又は批判する情報を発信した	0.2
5 政党や候補者とインターネットを通して交流した	0.2
6 動画共有サイトで選挙関連の動画を見た	3.9
7 ニュースサイトや選挙情報サイトを見た	17.0
8 ボートマッチを利用した	0.3
10 利用しなかった	62.3

Q19S Q インターネットで得られた情報は、投票に関して参考になりましたか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=466

1 参考になった	28.5%
2 多少は参考になった	54.3
3 参考にならなかった	8.6

Q28 昨年5月に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、公布・施行されましたが、あなたはこのことを知っていますか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1719

1 よく知っている	3.6%
2 だいたい内容を知っている	18.8
3 内容は知らないが言葉は聞いたことがある	34.5
4 知らない	39.4

Q29 日本で女性議員が少ないのはなぜだと思いますか。1つ選んで番号に○をつけてください。 n=1719

1 政治に関心のある女性が少ないから	9.3%
2 政治家という職業に魅力を感じる女性が少ないから	16.8
3 政治活動は家庭と両立しにくいから	27.2
4 政党が本気で女性を発掘しようとしなから	22.1
5 有権者が男性の方を政治家としてふさわしいと思っているから	15.5

- ・その他の質問、クロス集計などによる分析を協会サイトに掲載していますのでご覧ください。
- ・衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙において毎回、若者等を対象とする調査は不定期に、調査を実施しています。 <http://www.akaruisenkkyo.or.jp/060project/066search/1268/>
- ・研究のためのデータ利用に関しては、東京大学社会科学研究所(社会調査・データアーカイブ研究センター)にデータを寄託しておりますので、そちらにお問い合わせください。 <https://csrda.iss.u-tokyo.ac.jp/>

■明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援を検討いただければ幸いです。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

明るい選挙推進サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運営されています。活動にご理解いただきますとともに、サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費(一口10万円以上)による支援をお願いしています。

寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

①(資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000+所得金額×2.5/100)×1/4

②(資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得金額×6.25/100)×1/2

サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区)
選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサシ(東京都中央区)
名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機材の開発製造ほか
- ・株式会社ジック(横浜市)
各種調査研究・交通事故損害調査業務、生命保険・損害保険代理店業務
- ・株式会社新みらい(茨城県つくばみらい市)
土木・建築・耐震補強工事、技術開発
- ・株式会社青森三春漬物工場(青森県青森市)
漬物製造・販売
- ・医療法人健佑会(茨城県つくば市)
整形外科・リハビリを中心とした病院、老人保健施設、居宅介護支援
- ・社会福祉法人康済会(岩手県雫石町)
生活介護、施設入所支援、訪問看護、短期入所、デイサービス
- ・株式会社アクス(横浜市)
自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究

寄附禁止規定を周知するリーフレットの配布

リーフレットの新版を作成し、11月末に選挙管理委員会に配布しました。今号27頁にレイアウトを変更して掲載しています。

新成人向けパンフレットの配布

成人式等で配布していただくパンフレットを作成し、11月末に選挙管理委員会に配布しました。今年度もジャーナリストの池上彰さんにご協力いただきました。

表紙ポスターの紹介 明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞(令和2年度)

葛城 千勢さん 京都府 京都市立加茂川中学校2年

投票用紙を持つ手の背景には、インターネットのSNS等によく使われる多くのつぶやきが形と色で表されています。SNSは今や私たちの生活の中に根付いていますが、そのような「今」をととても上手に取り入れて表現しています。

ひがしら まきひと
東良 雅人 文部科学省初等中等教育局視学官

編集後記 特集はコロナ禍における選挙の実施について情報を提供していただきました。取り上げていませんが、選挙管理委員会等による選挙出前授業、明るい選挙推進協議会による話し合い活動なども中止や延期を余儀なくされました。対面式の活動も多い「啓発」をどう対応させていくのか、あらゆる業種と同様に模索が続きます。



編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780

〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>

〈Twitter〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>

〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

地域を守る
建設業からの
提案

〽 複合災害への備え 〽

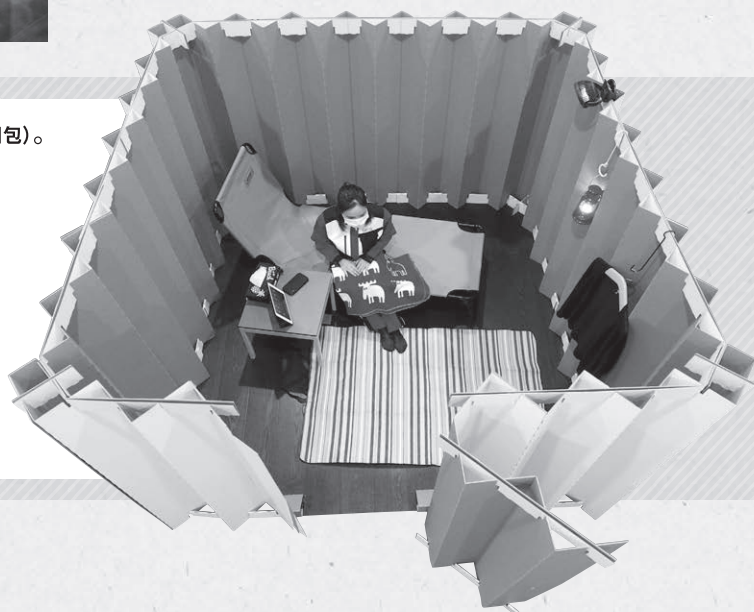


かぜをふせぐ
＼ ヒントは 日本の文化『屏風』から /
か み か べ
KAMIKABE

乱雑になりがちな避難所のかたちを整えるデザインされた壁



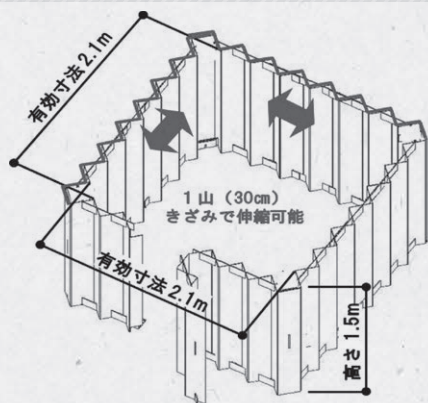
- ☒ 安心スペース
- ☒ 3密対策
- ☒ 仮住まい生活の質を高める



組立て
簡単
20分!

持ち運びが
便利
(3mmの
段ボール製)

- 備蓄しやすい大きさとかたち(直方体に梱包)。
- 屏風とリブで丈夫、ぐらつかない壁。
- ベッドや椅子を置いたり、ハンガーを掛けたり、クリップや照明を取り付けたり、自分スペースのアレンジ自在。
- 1ユニットの基本形は、2.1m×2.1m。バリエーションは応相談。



一般社団法人避難所・避難生活学会推奨基準により制作

梱包サイズ(1,520mm(タテ)×650mm(ヨコ)×130mm(厚み)) KAMIKABE 専用ページはこちら→



全国建設業協同組合連合会

お問い合わせ先

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館4F
TEL. 03-3553-0984 FAX. 03-3553-0805
E-mail. kamikabe@zenkenkyoren.or.jp

贈らない 求めない 受け取らない



～政治家の寄附禁止～

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と

私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても
明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

寄附とは

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や
会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったと
きの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

政治家の寄附禁止とは

政治家(現職の政治家や候補者、これから立候補しようとする
人)が、選挙期間中に限らず、選挙区内にある者に対して
寄附をすることは、名義のいかに関わらず、罰則をもって
禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族(6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)に対
するもの、政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事・食料
の提供を除く)は、禁止の対象から除かれます。

政治家が役職員または構成員となっている会社や団体が、選
挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が
類推されるような形で寄附をすることも禁止されています。

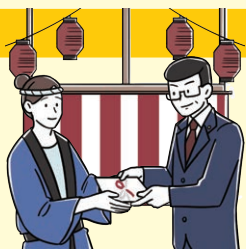
政治家の後援会が、選挙区内にある者に対して行う寄附も、
同様に禁止されています。

有権者が候補者に対し、寄附を求めることも禁止されています。

イベント関係

お祭りやスポーツ大会への 寄附や差し入れも

寄附に当たり禁止されています。



行く予定のないイベントのチケットを 購入することも寄附に当たり禁止されています。



忘年会や新年会などの会合に、予め決められた会費を支払うことは問
題ありません。会費が設定されていない場合、実費を支払うことは可
能ですが、見込み額を払うのは寄附に当たり禁止されています。

『時候のあいさつ』などにも制限があります。

政治家が選挙区内にある者に年賀状(喪中による欠礼状も含む)や暑中見舞、クリスマスカードなどの時候のあいさつ状(電
報・ファックスも含む)を出すのは、答礼のための自筆によるもの※以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が
選挙区内にある者に対し、慶弔(年賀や暑中・寒中や人の死亡など)や激励(地元高校の野球部への激励など)、支援への

こんなことが 寄附に当たるので注意しましょう!

冠婚葬祭

葬式への花輪や供花は

寄附に当たり禁止されています。



政治家から選挙区内にある者への祝儀や香典も寄附に当たりますが、
政治家本人が披露宴・葬式に出席して渡す
場合は、例外的に処罰の対象にはなりません。

秘書が代理で出席して渡す場合や、 事前・事後に届けるものは

寄附に当たり処罰の対象となります。



- 予め定められた披露宴の会費を支払うことはできますが、
見込み額を支払うことは寄附に当たります。
- 祝電や弔電は寄附に当たりません。
- お布施について、読経など役務の対価と認められるものは
寄附に当たりません。
- 香典返しについて、その地域で社会習慣として定着している場合、
もらった額の半額程度であれば寄附に当たりません。

贈答品やお祝い、お見舞いなど

お歳暮やお中元、 入学・卒業祝い、出産祝い、 開店祝いの花輪、 旅行への饅頭、 バレンタインデーやホワイトデー

など、慣習として行われているものも
寄附に当たり禁止されています。



病気や怪我に対するお見舞いも
寄附に当たり禁止されています。

その他

- 被災地支援であっても、政治家が自身の選挙区内の自治会等が
行う募金に応じることは寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自身の選挙区内で行われるバザーに物品を
提供することも寄附に当たり禁止されています。
- 政治家が自らの報酬やボーナスの一部を返納すること
も寄附に当たり禁止されています。※減額には、報酬条例等の改正が必要になります。
- 政治家が自身の選挙区に対して「ふるさと納税」を行うこと
も寄附に当たり禁止されています。

感謝、災害見舞などを意図して、新聞・雑誌・テレビ・ラジ
オなどで有料広告(いわゆる名刺広告など)を出すと
処罰されます。このような広告を出すように
求めることも禁止されています。

※自筆をコピーしたもの、
署名のみ自書したもの、
代筆のものは自筆には
当たりません。



宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、
みなさまの豊かな暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

 一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>